

新型コロナウイルス感染拡大防止の対応について

当社は新型コロナウイルス感染拡大防止策として、感染拡大が著しい都市圏を中心に、製造現場等の職場を除き、在宅勤務を積極的に推進することにより、人流の抑制及び職場でのクラスター発生防止を目的に以下の通り対応を実施致します。

記

1. 在宅勤務対象事業所：「出勤率 30%以下に抑制」より「原則出勤禁止」へ移行
 - ・本社(東京都港区)・北関東(埼玉県戸田市)・大阪(大阪府吹田市)・名古屋(愛知県名古屋市)
 - ・広島(広島県広島市)・福岡(福岡県福岡市)
2. 実施期間：
2021年9月12日迄 ※感染状況に伴い実施期間を延長する場合があります。
3. 在宅勤務推進に向けた当社の取り組み
 - ・電子決裁システム等による意思決定の迅速化・ペーパーレス化の推進(2019年6月～)
 - ・コロナ感染拡大防止・在宅勤務等の人事ガイドラインの制定(2020年2月～)
 - ・在宅勤務の適用範囲の拡大(2020年3月～) ※上限日数撤廃
 - ・県を跨ぐ拠点間出張の禁止(2020年4月～)
 - ・Web会議システム導入による社内外の対面感染リスクの低減(2021年1月導入)
 - ・在宅勤務手当の新設(2021年4月導入/通勤手当の支給方法見直し(2021年1月～))
 - ・在宅環境下での社内ネットワーク接続インフラの増強(2021年6月完了)

上記体制により、電話等の応答、電子メール等のご対応に時間が掛かる場合がございますので、予めご了承ください。ご不便、ご迷惑をおかけ致しますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

今後も、政府および地方自治体方針に基づき、感染拡大防止に努めてまいります。

以上